

工程表「知的財産推進計画2020」重点事項

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
5.コンテンツ・クリエーション・エコシステムの構築						
(3)デジタルアーカイブ社会の実現						
120	デジタルアーカイブの構築・共有と利活用の推進のため、その基盤となるジャパンサーチ正式版を公開し本格運用を開始すると同時に、ユーザビリティの向上のために改善改修を継続しつつ、持続可能な運営・運用体制の構築を図る。(短期)	内閣府	国立国会図書館や関係府省の協力を得て、ジャパンサーチ正式版を公開する。並行してジャパンサーチを長期に渡り維持できる体制について検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		国立国会図書館	内閣府をはじめ関係府省の協力を得てジャパンサーチ正式版を公開し、システムの運用保守を行う。並行してジャパンサーチを長期に渡り維持できる体制の議論に協力。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		関係府省	ジャパンサーチ正式版の公開と長期に渡り維持できる体制の議論に協力。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
121	ジャパンサーチの広報及びデジタルアーカイブの利活用促進のために、産学官フォーラム等を通して、利活用者側と構築側の情報共有や意見交換を行う。(短期)	内閣府	国立国会図書館や関係府省の協力を得て、フォーラム等のイベントやその他広報活動を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		国立国会図書館	フォーラム等のイベントやその他広報活動の実施に協力。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		関係府省				

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
122	関係府省と連携しながら、利活用モデルの創出、つなぎ役の役割や支援策、地域アーカイブとの連携、法的規制との調和、多言語化対応等、利活用機会の拡大および課題について検討を行う。(短期、中期)	内閣府	分野を横断した関係者による委員会やテーマに特化した検討会を開催し、デジタルアーカイブ構築や利活用促進に係る残された課題を検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		国立国会図書館				
		関係府省				
123	東京2020大会の開催に向けて、日本文化の海外発信強化のため、日本遺産を構成する文化資源や、国宝・重要文化財以外の地域文化資源に関するデータの集約、画像掲載率の向上、多言語化を含め利活用に資する取組を推進する。(短期)	文部科学省	文化遺産オンラインの画像掲載率の向上を図るため、画像の収集を進めるとともに、国指定等文化財の英訳を推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		関係府省	デジタルアーカイブを海外に発信するため、データの集約、画像掲載率の向上、多言語化等の利活用に資する取組推進策について継続して検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
124	メディア芸術作品の保存・活用に必要な基盤となる所蔵情報等の運用・活用の推進および、各研究機関等におけるメディア芸術作品のアーカイブ化の推進により、情報拠点の構築を支援する。(短期)	文部科学省	優れた作品や散逸、劣化の可能性が高いメディア芸術作品の保存やその活用を図るため、各研究機関におけるアーカイブ化に係る取組みへの支援を行うとともに、メディア芸術作品を保存・活用するために必要な基盤となる作品の所蔵情報等の整備・運用を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
125	マンガ、アニメ及びゲーム等のメディア芸術の情報拠点等の整備を進め、デジタルアーカイブジャパンとも連携したコンテンツ発信の場を創出し、ユーザの相互誘導を推進する。	文部科学省	マンガ、アニメ及びゲーム等のメディア芸術の情報拠点等の整備を進め、デジタルアーカイブジャパンとも連携を行いマンガ・アニメ・ゲーム等のコンテンツ発信及び利活用促進のための検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	(短期、中期)	関係府省	マンガ、アニメ及びゲーム等のメディア芸術の情報拠点等が実施する施策につき継続して協力。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
126	全国の大学等研究機関の人文学術情報の集約を継続し、人文学分野のつなぎ役としてジャパンサーチとの連携を促進する。(短期、中期)	文部科学省	全国の大学等研究機関の人文学術情報の発信機会を提供するため、人文学分野のつなぎ役としてジャパンサーチとの連携を進め、適切な対応を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を図りつつ、ジャパンサーチとの連携を強化。		
127	絶版等により入手困難な資料をはじめ、図書館等が保有する資料へのアクセスを容易化するため、図書館等に関する権利制限規定をデジタル化・ネットワーク化に対応したものとするについて、研究目的の権利制限規定の創設と併せて、権利者の利益保護に十分に配慮しつつ、検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期、中期)	文部科学省	図書館等に関する権利制限規定をデジタル化・ネットワーク化に対応したものとするについては、2020年度内早期に文化審議会で検討を開始し、2020年度内に一定の結論で、法案の提出等の措置を講ずる。 研究目的の権利制限規定の創設については、2019年度に実施した調査研究の結果を踏まえ、更なる検討等を行う。	左記の結論を踏まえ、更に必要な検討・取組を実施。		